

【別紙】 多子軽減の対象と軽減内容

平成 26 年 4 月 1 日より、児童福祉法施行令が改正され、就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担を軽減する制度（多子軽減）が実施されているところですが、平成 28 年度より一部対象範囲が拡大されました。新たな多子軽減の対象等は次のとおりとなります。

1 対 象

次の①～③を全て満たす世帯が対象となります。

①市民税が課税されている。

②-1【世帯の市民税所得割合算額 77,101 円以上の場合】

就学前の複数の児童がおり、複数の児童が障がい児通所支援・保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障がい児短期治療施設・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用している。

②-2【世帯の市民税所得割合 77,100 円以下の場合】

保護者と生計を同一にするこどもが複数いる。

③ 2 人目以降の児童が、障がい児通所支援（就学前）を利用している。

※ **網掛け部分** は平成 28 年 4 月より対象拡大された部分です。

多子軽減措置の対象となる子のカウント方法

市民税所得割合算額 77,101円以上	市民税所得割合算額 77,100円以下
上記所得割合算額以上の場合、就学前児童のみにより対象となる子のカウントを行うこととなるため、以下のとおりカウントすることとなる	上記所得割合算額以下の場合、年齢に関係なく同一世帯におけるきょうだいすべての人数をもとに子のカウントを行うこととなるため、以下のとおりカウントすることとなる
① 9歳(小学生) …… カウントしない	① 9歳(小学生) 第1子
② 5歳(年長) 第1子 → 利用者負担割合 10/100	② 5歳(年長) 第2子 → 利用者負担割合 <u>5/100</u>
③ 3歳(年少) 第2子 → 利用者負担割合 <u>5/100</u>	③ 3歳(年少) 第3子 → <u>利用者負担なし</u>

2 軽減内容

次の①～③を合算した額と従来の負担上限月額を比較して低い方の額が軽減後の負担上限月額になります。

①小学校就学後の児童が利用する障がい児通所支援及び

多子軽減制度の対象とならない小学校就学前児童に係る障がい児通所支援
を利用する場合の利用者負担額

→その月の通所給付費の100分の10

②多子軽減制度において第2子軽減対象児童の児童が障がい児通所支援を利用する場合の
利用者負担額【第2子軽減対象児童】

→その月の通所給付費の100分の5

③多子軽減制度において第3子以降軽減対象児童の児童が障がい児通所支援を利用する場合
の利用者負担額【第3子以降軽減対象児童】

→0円

多子軽減の決定を受けている児童の受給者証記載例

(五)		(六)	
障がい児相談支援の支給内容		利用者負担に関する事項	
支給期間		負担上限月額	円
指定相談支援事業所名		適用期間	
指定相談支援事業所名			
予備欄		利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
		利用者負担額上限額管理事業所名	
		特記事項欄	
		・第2子軽減対象児童	
		予備欄	

「(六) 利用者負担に関する事項」ページの特記事項欄に

・第2子軽減対象児童 又は

・第3子軽減対象児童

と記載があります。